

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 8 月 27 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「清水ヶ丘公園屋内プールの改修工事の問題点」と記載しており、当該工事の契約の履行等について述べています。また、当該工事は、職員措置請求書の記載及び事実証明書から、遅くとも令和 8 年 7 月には終了していたものと解することができ、工事の時期及び内容を特定できることから、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示していると解することができます。

そして、請求人は、「竣工し市民に使用開始してから、水質検査の結果（レジオネラ属菌を確認）を発表。長期にわたる工事、その検査は何の意味があったのか」、「通常は中間検査、完了検査を経て竣工、供用開始とすべき手順を踏んでいない」と主張しています。

しかし、請求人の主張する内容に関係すると認められる横浜市記者発表「清水ヶ丘公園プールでのレジオネラ属菌の検出に伴う施設の休館について（令和 8 年 7 月 28 日）」を確認すると、当該工事に係る中間検査及び完了検査とプールの水質検査は別の検査と推認されます。請求人の主張からは、工事に係る検査と水質検査の関連性を認めるに足りる具体的な主張又

（裏面あり）

は事実の確認できず、当該工事の契約の履行について違法又は不当とする理由の摘示とは認められません。

なお、請求人は、当該工事について、「着手から竣工まで2年半を要し、市民に損失を与えた」、「市と業者間は正常でないと考える」、「素人でも物件規模から工期は1年で十分と考える」とも主張していますが、いずれも当該工事の契約の履行等について違法又は不当であるとする客観的・合理的な根拠を明らかにしていないため、理由が摘示されているものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。